

はじめに

障がい者・児を取り巻く法整備が近年着実に整えられつつあります。昨年度「障害者の権利に関する条約」が批准され、それに向け障害者基本法の改正、障害者総合支援法・障害者差別解消法の成立など障がいのある方が地域で暮らすための体制整備が進められています。また、障がい福祉サービスについては、支援費制度、障害者自立支援法、そして、障害者総合支援法と、制度改革が繰り返し行われ、サービス提供体制も変化してまいりました。

本市では、法整備や制度改革により対応が求められる事項について、障がい者自立支援協議会や高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会等、多職種・他分野の関係者で協議する場で検討してまいりました。その結果、計画相談支援や自立支援協議会の運営等で一定の成果を挙げることができました。

一方で、障がい者本人の高齢化や親亡き後の支援体制の不安など多くの新たな課題も挙げられております。本市といたしましても、必要な取組みを本計画に位置付け、障がいのある方やそのご家族、関係機関にもご協力いただきながら、精一杯障がい福祉の充実を進めてまいります。

障がいのある方が住みよい街は、誰にとっても住みよい街であるともいえます。今後も、障がい理解を進め、行政サービスと住民同士の支え合いの福祉がバランスよく進展することで、障がいのある方がより力を発揮でき、自分らしく生きられる街となるよう取り組んでまいりますので、どうかお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定に当たり、ご多忙の中、ご協力いただきました市民の皆様、事業所の皆様などに対し、心より敬意を表し感謝申し上げます。



平成27年3月

半田市長 榊原 純夫